

|                                                                                             |                  |         |               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------|---------------|
| 判決年月日                                                                                       | 平成１８年６月２９日       | 担当<br>部 | 知的財産高等裁判所 第１部 |
| 事 件 番 号                                                                                     | 平成１８年（行ケ）第10043号 |         |               |
| ○ 登録商標「速脳速聴」の不使用取消しを認めた審決の取消訴訟において，使用標章「速脳速聴基本プログラム」が登録商標と社会通念上同一と認められる商標であるとして，審決が取り消された事例 |                  |         |               |

（関連条文）商標法５０条１項２項

本件は，指定商品を「電子計算機（中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープその他の周辺機器を含む），その他の電子応用機械器具」とする登録商標「速脳速聴」の不使用取消しを認めた審決に対し，原告が，商品に付された「速脳速聴術」，「速脳速聴基本プログラム」，「速脳速聴<Ｒ>基本プログラム」等の標章が，登録商用と社会通念上同一と認められる商標であると主張して，審決の取消しを求めた事案である。

判決は，登録商標の通常使用権者がパーソナルコンピュータ用プログラムの記録されたＣＤ－ＲＯＭ及びその取扱書説明書に付して使用していた「速脳速聴基本プログラム」の標章について，「『速脳速聴』の部分は，高速で聴くことによって脳の回転を高めるといった程度の意味を有するものと理解されないこともないが，明確な意味を有するとまではいえず，取引者・需要者において，既存の明確な観念を伴わない新たな造語であると認識するものと認められる。」，「取引者・需要者は，通常，その構成中の『基本プログラム』の部分は，商品の特定のために当該商品の用途等を表示したものと理解して，それ自体を自他商品の識別力を有する部分とは考えない」，「『速脳速聴』と『基本プログラム』とは，一体不可分の密接な関係にあるとはいえないし，『速脳速聴基本プログラム』の称呼は，『ソクノウソクチョウキホンプログラム』と著しく冗長であって，この一連一体の称呼によることが取引の実情に即したものであるとはいいがたく，むしろ，取引の実際においては，冒頭の『速脳速聴』の部分に即して『ソクノウソクチョウ』との称呼を生ずるのが通常であるといえることができる。」とし，「『速脳速聴基本プログラム』の語は，『速脳速聴』の部分において，取引者・需要者の注意を引くものであり，その部分が自他商品の識別力を有するものというべき」であるとした上，「速脳速聴基本プログラム」は，登録商標と社会通念上同一と認められる商標とみるのが相当であるとして，登録商標の使用の事実を認め，審決を取り消した。